

罰則規定の必要性について (第7回会議での主な意見)

○ 勧告・公表等の仕組みに関する意見

- ・ 障害を理由とした差別は、差別をされた側にはいつまでも忘れられないものであり、何らかの罰則、勧告・公表等、条例を実効性の伴うものにする仕組みが必要。
- ・ 懲役や罰則等の罰則ではなく、第三者機関に調査・助言・あっせん、勧告・公表等の権限をもたせ、差別を行った者に差別をしないように気付かせる仕組みが必要。
- ・ 差別への直接の罰則ではないが、第三者機関の調査に応じない者には罰則が必要。

○ 罰則規定に否定的な意見

- ・ 個人の尊厳を認め合う共生社会の実現を目標とする中で、罰則があるから差別がなくなるというのは目指すものと違う。社会的な責任を負う中で、理解していくことが重要。
- ・ 共生社会に向けて差別者も被差別者も共に救う条例であるべきで、勧告・公表の仕組みは必要だが、罰則を設けて国民を差別者・被差別者に切り分けることには疑問。
- ・ 障害のある人もない人も共生する社会を作るための条例であり、社会全体で障害を理由とした差別の認識をもつことが第一歩で、罰則規定には時期が成熟していない。
- ・ 罰則規定を設けた場合は、民間企業に障害のある人に近づかない気持ちがでてくるおそれもあり、罰則規定がなくても、障害を理由に差別されない社会が理想。
- ・ 故意・悪意なく差別的取扱いをしてしまう場合もあり、罰則規定は設けない方がよい。
- ・ 罰則規定を設けると、障害のある人とない人の間に新たな壁ができてしまうおそれ。
- ・ 障害のある人が地域で生活するには地域の人たちの理解が必要だが、罰則を作ったからといって、地域の理解が進むとは思えない。

○ 罰則規定を必要とする意見

- ・ これまで障害者運動を何十年もやってきたが、障害を理由とした差別はなくなるならない。辛い思いや悔しい思いをしてきた障害のある人の立場から、罰則を科してでも、障害を理由とした差別をなくすべき。罰則がないと差別はなくなるならない。
- ・ 罰則規定がなければ、障害を理由とした差別はなくなるならない。障害のある人が長い間差別を受けてきた現実を受けとめ、差別をなくすため、罰則規定は必要。
- ・ 今まさに差別されている障害のある人は、障害のある人とない人の間に壁ができようが、罰則を設けて差別をなくすべきという思いを持っている。
- ・ 国際障害者年から30年以上経つが、まだ理解を得ていく段階なのかと思う。